

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年7月29日

【会社名】 株式会社スマレジ

【英訳名】 Smaregi, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 山本 博士

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区本町四丁目2番12号

【電話番号】 06-7777-2405

【事務連絡者氏名】 取締役 副社長 湊 隆太郎

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市中央区本町四丁目2番12号

【電話番号】 06-7777-2405

【事務連絡者氏名】 取締役 副社長 湊 隆太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社スマレジ東京支店  
(東京都渋谷区広尾一丁目1番39号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年7月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年7月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 目的事項の追加について

当社は、2022年7月1日付で当社子会社である株式会社ロイヤルゲートを吸収合併しました。当該吸収合併に伴い、現行の当社定款に記載のない事業を当社にて継続するため、目的事項を追加するものであります。

##### 場所の定めのない株主総会の導入について

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能になりました。バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、第13条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第13条第2項の効力発生は、本定時株主総会の決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

##### 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、山本博士、湊隆太郎、宮崎龍平、高間館紘平及び浅田慎二を取締役に選任するものであります。

#### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、望月拓也、大平豊及び村田雅幸を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	170,112	1,930	0	(注) 1	可決 98.85%
第2号議案 取締役5名選任の件					
山本博士	158,178	13,859	0	(注) 2	可決 91.92
湊隆太郎	171,816	222	0		可決 99.84
宮崎龍平	171,817	221	0		可決 99.84
高間館紘平	171,813	225	0		可決 99.84
浅田慎二	171,812	226	0		可決 99.84
第3号議案 監査役3名選任の件					
望月拓也	171,973	64	0	(注) 2	可決 99.93
大平豊	171,969	68	0		可決 99.93
村田雅幸	171,966	71	0		可決 99.93

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。